平成２４年（フ）第２７６０号
大阪市淀川区三国本町３丁目25番８―307号
債務者　端　　健司
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７３号
名古屋市天白区横町201番地　天白住宅３棟205号
債務者　井澤　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　尚司
4　破産債権の届出期間　平成24年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後３時５分
6　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８号
静岡県磐田市富士見台３番地13
債務者　大山　直大
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙貝　　亮
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月25日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
静岡県磐田市富士見台３番地13
債務者　神谷　幹夫
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙貝　　亮
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月25日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
熊本市北区武蔵ケ丘４丁目14番10号
債務者　蔵原　孝俊
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５１号
東京都調布市深大寺北町６丁目38番地５ますのコーポ201
債務者　藤山　勇吉
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４０号
横浜市青葉区元石川町5362番地
債務者　中島　良実
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ５番２―203号
債務者　高木　昌美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩倉　博之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５６２号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
債務者　古川　靖國
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６３号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
債務者　古川久美子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３７号
東京都八王子市下柚木２丁目26番地９コートボナール202号
債務者　岩田　孝支
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５７号
東京都多摩市永山２丁目27番地の13アーバンライフＴＡＭＡ108
債務者　藤澤　仁志
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀清二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
広島市中区西平塚町７―13―403、住民票上の住所広島市南区宇品御幸１丁目12番50―1001号
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２５号
広島市佐伯区八幡５丁目８番３―101号
債務者　矢野　正幸
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部